

平成 20 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン銀行
代表者名 代表取締役社長 安齋 隆
(コード番号：8410)
問合せ先 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔
(TEL：03-3211-3041)

(訂正) 「(変更) ストック・オプション(新株予約権)の発行条件等に関する
お知らせの一部変更について」の一部訂正について

当社が平成 20 年 8 月 1 日 15 時に公表いたしました標記開示資料について一部訂正がありました
ので下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正部分には下線を付しております。

記

(訂正前)

【当社取締役に対する新株予約権の募集事項について】

(中略)

3. 新株予約権の目的たる株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1 株とする。

(中略)

【当社執行役員に対する新株予約権の募集事項について】

(中略)

3. 新株予約権の目的たる株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1 株とする。

(略)

(訂正後)

【当社取締役に対する新株予約権の募集事項について】

(中略)

3. 新株予約権の目的たる株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 (以下、「付与株式数」という) は、1 株と
する。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付
与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切捨てるものとする。

（中略）

【当社執行役員に対する新株予約権の募集事項について】

（中略）

3. 新株予約権の目的たる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切捨てるものとする。

（略）

以 上